循環型社会形成推進交付金

背景•目的

- 一般廃棄物処理施設の整備は生活環境の保全、公衆衛生の向上、循環型社会の形成推進の観点から必要不可欠な事業。
- 既存施設の更新時期を迎える市町村においては、施設の老朽化が進んでいることに伴う 地域のリスク増加が懸念されるため、計画の前倒しによる早急な施設整備が必要。

事業概要

計画の前倒しによる早期整備が必要な一般廃棄物処理施設への追加財政支援を実施。

交付対象

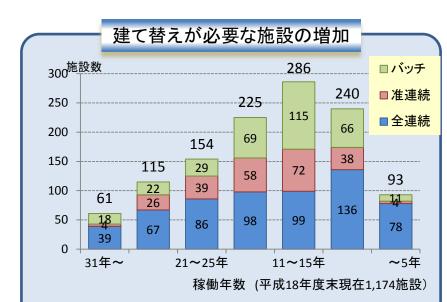
マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収推進施設、高効率ごみ発電施設、最終処分場 等

事業実施主体

市町村

交付率

交付対象経費の1/3。ただし、一部の先進的な施設 については1/2。



・建設後20年以上経過した施設は全体の28%で、10年以上経過した施設は全施設数の72%に達する。

・今後、これらの施設の建て替え需要が高まる。